

金沢市都市計画法に基づく開発行為の規模を定める条例

平成 15 年 3 月 24 日

条例第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)及び都市計画法施行令(昭和 44 年政令第 158 号。以下「令」という。)の規定に基づき、開発行為の規模及び開発区域の面積に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義の例による。

(開発行為の規模)

第 3 条 令第 19 条第 1 項ただし書の規定に基づき条例で定める本市の市街化区域における開発行為の規模は、500 平方メートルとする。

附 則

この条例は、平成 15 年 11 月 30 日から施行する。